

令和2年第2回市議会定例会付議事件に係る正誤表

議案第35号 周南市地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定について

該 当 箇 所	誤	正
<p>第13条を第20条とし、第12条を第13条とし、同条の次に6条を加える改正規定中</p>	<p>7～8頁</p> <p>(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第16条 (略) 2・3 (略) 4 第14条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>第1項の許可の申請</u>」とあるのは「<u>第16条第1項又は第2項の承認の申請</u>」と、「<u>申請者</u>」とあるのは「<u>その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第16条 (略) 2・3 (略) 4 第14条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>前項の申請</u>」とあるのは「<u>第16条第1項又は第2項の承認の申請</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>8頁</p>	<p>(卸売業者の相続) 第17条 (略) 2～4 (略) 5 第14条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>第1項の許可の申請</u>」とあるのは「<u>第17条第1項の承認の申請</u>」と読み替えるものとする。 6 (略)</p>	<p>(卸売業者の相続) 第17条 (略) 2～4 (略) 5 第14条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>前項の申請</u>」とあるのは「<u>第17条第1項の承認の申請</u>」と読み替えるものとする。 6 (略)</p>
<p>(参 考)</p> <p>周南市地方卸売市場条例 新旧対照表 改正案の欄中</p>	<p>17頁</p> <p>第16条 (略) 2・3 (略) 4 第14条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>第1項の許可の申請</u>」とあるのは「<u>第16条第1項又は第2項の承認の申請</u>」と、「<u>申請者</u>」とあるのは「<u>その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第16条 (略) 2・3 (略) 4 第14条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>前項の申請</u>」とあるのは「<u>第16条第1項又は第2項の承認の申請</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>17～18頁</p>	<p>第17条 (略) 2～4 (略) 5 第14条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>第1項の許可の申請</u>」とあるのは「<u>第17条第1項の承認の申請</u>」と読み替えるものとする。 6 (略)</p>	<p>第17条 (略) 2～4 (略) 5 第14条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「<u>前項の申請</u>」とあるのは「<u>第17条第1項の承認の申請</u>」と読み替えるものとする。 6 (略)</p>

令和2年第2回市議会定例会付議事件に係る正誤表（その2）

議案第4号 令和元年度周南市一般会計補正予算（第8号）

該 当 箇 所		誤		正													
第2条中	1頁	(繰越明許費の補正) 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。		(繰越明許費の補正) 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。													
(第2表 繰越明許費補正) (追加)の表 款8 土木費 項 2 道路橋りょう費	5頁	<table border="1"> <tr> <td>橋りょう長寿命化対策事業</td> <td>157,814</td> </tr> <tr> <td>古川跨線橋整備事業</td> <td>136,205</td> </tr> </table>	橋りょう長寿命化対策事業	157,814	古川跨線橋整備事業	136,205	<table border="1"> <tr> <td>橋りょう長寿命化対策事業</td> <td>157,814</td> </tr> </table>	橋りょう長寿命化対策事業	157,814								
橋りょう長寿命化対策事業	157,814																
古川跨線橋整備事業	136,205																
橋りょう長寿命化対策事業	157,814																
(第2表 繰越明許費補正) (変更)の表の追加		(変更) (単位 千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">8 土木費</td> <td rowspan="2">2 道路橋りょう費</td> <td rowspan="2">古川跨線橋整備事業</td> <td>補正前</td> <td>89,205</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>136,205</td> </tr> </tbody> </table>				款	項	事業名	金額		8 土木費	2 道路橋りょう費	古川跨線橋整備事業	補正前	89,205	補正後	136,205
款	項	事業名	金額														
8 土木費	2 道路橋りょう費	古川跨線橋整備事業	補正前	89,205													
			補正後	136,205													